

令和5年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本市への移住及び定住を促進することで、中小企業等における人手不足の解消及び生産年齢人口の増加に資するため、令和5年度予算の範囲内において、弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する東京圏の求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。
- (4) 18歳未満の世帯員 平成17年4月2日以降に出生した世帯員をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連續して1年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区に通勤をしていたこと。この場合において、東京23区への通勤期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を(ア)及び(イ)における対象期間に含めることができる。

イ 移住先に関する要件

(ア) 令和4年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 本市在住期間が、移住支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、移住後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人であること。
- (ウ) その他青森県又は弘前市が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

- ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されている法人等であること。
 - (ウ) 就業先が、交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている法人等でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
 - (カ) 就業先の法人等に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。
- イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 移住時の年齢が40歳未満であること。
- イ 過去に弘前市に1年以上在住していたことがあること。
- ウ ひろさき移住サポートセンターの相談者であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。
- エ 次に掲げる事項のいずれかに該当し、申請時において連続して3か月以上就業等していること。

- (ア) 就業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - b 就業先が官公庁等でないこと。
 - c 雇用保険の適用があること。
 - d 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を行っていないこと。
 - e 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 就農する場合 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- a 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること。
 - b 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）であること。
 - c 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の1に掲げる事業（以下「準備資金」という。）を活用していること。
 - d ひろさき農業里親研修事業実施要綱（令和2年6月1日付けひろさき農業総合支援協議会要綱）第5条第2号で定める里親実践研修（以下「里親実践研修」という。）を受講していること。
- (ウ) 起業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a 本市で新たに開業する者又は新たに本市へ事業所を移転し、営業を開始する者であること。
 - b 起業する者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (エ) 事業承継する場合 事業承継する者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (5) 起業に関する要件 本市で起業（新たに本市へ事業所を移転し、営業を開始する者を除く。）する者であって、あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けた日から起算して1年内に第5条の申請を行うものであること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、600,000円とする。ただし、交付対象者の世帯が次に掲げる要件を全て満たす場合は、1,000,000円とする。

- (1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。
 - (3) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和4年4月1日以降に移住したこと。
 - (4) 交付対象者を含む2人以上の世帯員の当市在住期間がいずれも、申請日において移住後3か月以上1年以内であること。
 - (5) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 2 前項ただし書の規定の適用を受ける交付対象者が、18歳未満の世帯員を帶同して移住した場合は、当該18歳未満の世帯員1人につき、別表の交付対象者の移住時期の欄に掲げる区分に応

じた額を加算するものとする。

3 移住支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

- ア 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍の附票
- イ 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 就業に関する書類（第3条第2号に該当する場合）

- ア 就業証明書（一般・専門人材用）（様式第2-1号）
- イ 専門人材として就業が確認できる書類

(3) テレワークに関する書類（第3条第3号に該当する場合）

- ア 就業証明書（テレワーク用）（様式2-2号）

(4) 関係人口に関する書類（第3条第4号に該当する場合）

ア 就業する場合

- (ア) 就業証明書（関係人口用）（様式2-3号）

イ 就農する場合

- (ア) 認定農業者である場合

- a 農業経営改善計画認定証の写し

- b 農業経営改善計画の写し

- (イ) 認定新規就農者である場合

- a 青年等就農計画認定証の写し

- b 青年等就農計画の写し

- (ウ) 準備資金により研修を受けている場合

- a 準備資金研修計画承認通知書の写し

- b 準備資金研修計画の写し

- (エ) 里親実践研修を受講している場合

- a 里親実践研修実施承認通知書の写し

ウ 起業する場合

- (ア) 個人事業主である場合

- a 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

- b 納税地変更をしたことがわかる書類（本市へ事業所を移転し、営業を開始する者に限る。）

- c 起業・事業承継証明書（関係人口用）（様式2-4号）

- (イ) 法人である場合

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

- b 定款

- c 起業・事業承継証明書（関係人口用）（様式2-4号）

エ 事業承継する場合

(ア) 個人事業主である場合

- a 前事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し
- b 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し
- c 起業・事業承継証明書（関係人口用）（様式2-4号）

(イ) 法人である場合

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 起業・事業承継証明書（関係人口用）（様式2-4号）

(5) あおもり移住起業支援事業費補助金交付決定通知書の写し（第3条第5号に該当する場合）

(6) 移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票（前条第1項ただし書に規定する額の交付を受けようとする場合）

(7) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請書等の提出期限は、令和5年12月28日とする。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに令和5年度弘前市東京圏UJITーン就職等支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付を不可とする場合は、その旨を申請者に通知する。
（移住支援金の請求等）

第7条 移住支援金の請求は、令和5年度弘前市東京圏UJITーン就職等支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 移住支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に、口座振替により交付する。
（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、令和5年度弘前市東京圏UJITーン就職等支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、速やかに令和5年度弘前市東京圏UJITーン就職等支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）を申請者に交付する。
（報告及び立入調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告及び立入調査を求めることがある。

（決定の取消し）

第11条 市長は、申請者が、この要綱の内容、法令若しくは市長の指示に違反したときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還請求）

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、それ

ぞれ当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等が判明した場合

イ 申請日から3年未満に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

エ 関係人口要件で移住支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から1年以内に離農し、又は廃業した場合

オ あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 申請日から3年以上5年以内に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。） 半額

（返還の免除）

第13条 移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する要件に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、令和5年度弘前市東京圏UJ Iターン就職等支援金返還免除申請書（様式第7号）及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、県と協議の上、返還の免除の可否に係る決定内容を令和5年度弘前市東京圏UJ Iターン就職等支援金返還免除承認通知書（様式第8号）又は令和5年度弘前市東京圏UJ Iターン就職等支援金返還免除不承認通知書（様式第9号）により当該申請者に通知する。

（返還請求に係る情報共有）

第14条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対してその旨通知する。

2 市長は、他市町村において移住支援金と同等の支援金の交付を受けた者が県内の他市町村から当市へ移住し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

3 市長は、返還請求を行うべき事案が生じた場合は、速やかに県と情報共有する。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度において交付の決定をする移住支援金の申請について適用する。

別表（第4条関係）

交付対象者の移住時期	加算の額
令和5年4月1日以降	1. 18歳未満の世帯員の移住が令和5年4月1日以降の場合 1,000,000円 2. 18歳未満の世帯員の移住が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの場合 300,000円
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	300,000円